

さいたま市告示第617号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

平成31年4月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ヤオコー西大宮店

所在地 さいたま市西区西大宮四丁目5番1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ヤオコー

代表者氏名 代表取締役 川野 澄人

住所 埼玉県川越市新宿町一丁目10番地1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 埼玉県川越市脇田本町1番地5

(変更後) 埼玉県川越市新宿町一丁目10番地1

イ 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ヤオコー西大宮店

(変更後) ヤオコー西大宮店

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別表「小売業者一覧表（変更前）」のとおり

(変更後) 別表「小売業者一覧表（変更後）」のとおり

(4) 変更の年月日

ア 平成30年12月3日

イ 平成31年2月7日

ウ 別表「小売業者一覧表（変更前）」及び「小売業者一覧表（変更後）」のとおり

(5) 変更する理由

店舗名称の決定、設置者及び小売業者の住所変更、小売業者の新規出店のため。

2 届出年月日

平成31年3月28日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

平成31年4月8日から平成31年8月8日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区大門町3丁目1番

電話 048(646)3093

FAX 048(646)3151

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

(1) 意見書の提出期間

平成31年4月8日から平成31年8月8日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

別表 小売業者一覧表（変更前）

小売業を行う者の住所変更								
No.	小売業者名	代表者名	住 所	屋号	主として 販売する物品	変更内容	変更日	備考
1	株式会社ヤオコー	代表取締役 川野 澄人	埼玉県川越市臨田本町1番地5	ヤオコー	食品	-	-	
2	未定2社	未定	未定	未定	未定	-	-	

別表 小売業者一覧表（変更後）

小売業を行う者の住所変更								
小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(新規出店)								
No.	小売業者名	代表者名	住 所	屋号	主として 販売する物品	変更内容	変更日	備考
1	株式会社ヤオコー	代表取締役 川野 澄人	埼玉県川越市新宿町一丁目 10 番地 1	ヤオコー	食品	住所変更	平成 30 年 12 月 3 日	
2	株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外濠二丁目 38 番地	セリア	生活用品	新規出店	平成 31 年 2 月 7 日	
3	株式会社富士薬品	代表取締役 高柳 昌幸	埼玉県さいたま市大宮区桜木町 四丁目 383 番地	セイムス	薬品	新規出店	平成 31 年 2 月 7 日	